平成２４年（フ）第８３３７号
東京都杉並区宮前４丁目12―29
破産者　杉浦智香子
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３６０号
東京都足立区古千谷本町２丁目21―５―101
破産者　木口　政雄
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３６１号
東京都足立区古千谷本町２丁目21―５―101
破産者　木口八千惠
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８３７３号
東京都渋谷区本町５丁目11―３―107
破産者　大石　　誠
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４００号
神奈川県横浜市中区扇町２―５―14―602、住民票上の住所山梨県上野原市上野原4710
破産者　鈴木　　綾（旧姓水越）
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４７４号
神奈川県横浜市中区長者町２丁目５―５―605
破産者　金子　秀光
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４７５号
神奈川県横浜市中区長者町２丁目５―５―605
破産者　金子恵美子
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８４８５号
神奈川県平塚市片岡677―９
破産者　高橋　惠子（旧姓赤沼）
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５６０号
東京都東大和市清原１丁目１―34―906
破産者　菅原　光幸
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２８４号
川崎市川崎区四谷上町１番20アメイズ102号、旧本店所在地川崎市川崎区塩浜３丁目28番５
破産者　古川鉄工有限会社
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第９号
三重県尾鷲市栄町２―20、住民票上の住所三重県尾鷲市早田町335番地２
破産者　丸大商店こと　東　　恒男
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第１０号
三重県尾鷲市早田町335番地２
破産者　東　　宏重
1　決定年月日　平成24年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第２９４号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目805番地
破産者　美剛建塗工業株式会社
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２９５号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目805番地
破産者　伴　　良次
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３０２号
栃木県宇都宮市東今泉１丁目１番43号　カーサ・フィヨーレⅡ301、前住所埼玉県久喜市本町３丁目14番19号　ベルフラット101号
破産者　齋藤　裕行
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３１７号
栃木県宇都宮市西の宮２丁目19番34号、前住所栃木県宇都宮市簗瀬１丁目30番６号
破産者　飯島　正明
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３０７号
埼玉県吉川市吉川２丁目５番地14
破産者　株式会社ヒサヤラック
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１７１８７号
東京都調布市深大寺元町２丁目２番地４
破産者　有限会社畑内工務店
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１８８号
東京都調布市深大寺元町２丁目２―４
破産者　畑内　和男
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５５０号
東京都江東区南砂１丁目19番１―916号
破産者　株式会社藤高
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５５１号
東京都練馬区関町南２丁目８―45　パールマンションオザキⅡ107
破産者　高橋美代子
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２号
東京都港区虎ノ門４丁目１番10号
破産者　株式会社オークアソシエイツ
1　決定年月日　平成24年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部